

國學院大學學術情報リポジトリ

國學院大學図書館所蔵『神主竹内明久日次記』（座田文書）の解題と翻刻

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2024-07-04 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 遠藤, 珠紀 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/0002000690

國學院大學図書館所蔵

「神主竹内明久日次記」(座田文書)の解題と翻刻

遠藤珠紀

はじめに

本稿では、國學院大學所蔵座田文書第一一類鳥居大路家記録八六一「神主竹内師久享祿元年二年日次記」を紹介する(以下、本記と称する^①)。本記は書状や詠草の反故を翻して記され、袋綴じ二四丁の冊子とされている。縦二七糎、横二〇糎ほどで、傷みが甚だしく、二〇一七年に修復がなされている。また同八六〇「神主竹内明久享祿元二日次記」は、本記の写本である(以下、写本と称する)。江戸時代の作成と推測されるが、字体・字配りなど比較的原本を意識して写されている。縦二八糎、横二〇糎、二二丁の袋綴じ冊子で、『唐賢三昧家法詩』巻一を記した紙を翻して冊子とされている。本稿では適宜両記を校合しつつみていきたい。

本記はいくつかのまとまりから成っている。そこでまず年代を確認し、便宜のためまとまりごとに番号をふる。本記冒頭は表紙を欠いており、一丁目は某月某日条の途中から始まっている。日付は一丁目半ばほどの二三日から確認でき、二四日、二五日と続いて三〇日に至ったのち、一丁目裏の途中から二月一日条となる。すなわち正月記の途中

から始まっていると推測される。さらに連続した日付で日記が記され、七丁目裏に二月二五日条が見える。この最初の部分は何年の日記であろうか。写本冒頭には「享禄元・二日次」とあり、目録の史料名は「享禄元年二年日次記」と、享禄元年（一五二八）と比定したようである。しかし享禄元年正月は小の月で二九日までであり、三〇日まで記される本記とはあわない。また本記二月六日条に彼岸入の記事がある。宣明暦では春の彼岸入は春分の二日後であり、この年は二月四日が春分と推測される。ところが享禄元年は二月二四日が春分で、彼岸入は二月二六日となり、やはり適合しない。もう一つの手がかりとして、二月二〇日条では、飛鳥井雅俊等が堺に大内氏を訪ねており、大内氏が堺に滞在していた時期となる。これらの要素をすべて満たすのは、永正一五年（一五一八）であろう。すなわち本記の最初の部分は永正一五年の日次記であると推測される。本記二丁目一八丁が享禄二年記のため、従来はその前の記事ということで元年記と比定されたのであろう。

続く八丁目は冒頭が痛んでおり、四行目ほどの位置に八日という日付が見える。そして一五日条に至るが、一五日条は後欠である。前後の丁と話はつながらず、また一五日条に三毬打の記事があることから、某年正月記の一紙が誤入した錯簡と推測される。内容を見ると九日条に細川安房守死去の記事が見える。永正一五年正月九日には細川安房守政春が亡くなっており、この一紙も永正一五年と判明する。ここで写本を確認すると、本記八丁目に当たる記事を正月記とし写本の冒頭に置いている。また本記八丁目は正月一五日条三毬打の記事の途中「神宮寺の」で途切れているが、写本ではその先に丁を替えて「さきつちやう」と文章が続く。以下本記一丁目の前欠部分まで続き、内容的にも前後と接続する。かつ写本中二〇日条では庚申待が行われているが、永正一五年正月二〇日は庚申に該当する。すなわち写本のみに見えるこの間の記事も本記永正一五年の内として良いであろう。江戸時代の写本作成時には現状より二紙程度多く残存しており、配列も日付順だったのであろう。冒頭の部分が傷んで外れ、二紙ほどが失われ、

一紙は現在の位置に綴じこまれたと推測される。

九丁目は二月二九日条から始まり、一一丁目四月四日条に至っている。七丁目の末尾は二五日条なので、あるいはこの間も二六日と二八日条を記した一紙程の欠落が生じている可能性もある。八丁目までに見える東方院の話題が続き、四月朔日からは永正一五年に行われた延暦寺根本中堂供養の記事が見えることから、この九丁目から一一丁目も永正一五年と確認される。以上の検討により、本記最初の部分(一丁目と一一丁目)は、①永正一五年正月某日(七日か)条途中から四月四日条と判明する。翻刻に当たっては、順番を改め、欠けている部分を写本で補って示した。

以後の記事は六つに分けられるが、いずれもまとまりごとに丁が変わり、冒頭が年号+月日から始められている。二つ目のかたまりは一二丁目と一八丁目で、②享祿二年正月一日条と二月七日条が記され、末尾の余白に別筆で「神主竹内師久日記」とある。続く一九丁目には③享祿五年正月一日条、二〇丁目・二二丁目に④天文四年一〇月二〇日と一一月二〇日、二二丁目・二三丁目は⑤天文四年一二月二八日と天文五年正月一八日、その後の二四丁目は⑥天文六年正月一日と三日条が記される。最後の二五丁目は⑦応永二七年八月二二日とある「御ふくの御寸法」であるが後ろを欠いている。写本も構成は同じであるが、⑦はみられない。内容については後述するが、④⑤は日次の日記ではなく、のちにまとめた覚書のようなものである。内容や年次もそれぞれであり、先述の日付の書き方からも別々の書付がある段階で一綴とされたのではないだろうか。

次に記主の検討を行う。本記と写本はほぼ同内容でありながら、本記は「竹内師久」、写本は「竹内明久」の日記とされている。実際には誰の日記なのか、確認していききたい。本記一八丁目裏、享祿二年四月七日条の後の余白には、別筆で「神主竹内師久日記」と記されている。本記の史料名はこれに基づくのであろう。ただし『賀茂禰宜神主系図(新古系図)』では「師久」と称する人物は一四世紀初期の人物、一五世紀なかばごろの二人が見えるものの、本記とは

やや時期が異なる^③。一方、写本の冒頭には「竹内明久」と記されている。竹内明久は『賀茂禰宜神主系図(新古系図)』によれば、鳥居大路諸平の二男で、竹内長久の養子となった人物である。初名は基久。永正某年〜大永某年、享祿元年九月二日〜某年、天文六年(一五三七)六月一日〜某年、天文一六年の四度神主を勤め、位階は従三位に昇り、永祿元年(一五五八)に七二歳で没したという。逆算すると長享元年(一四八七)生まれ、永正一五年には三三歳ほどとなる。本記は反故紙を翻して記されているが、一九丁目の書状には「社務竹内殿」、九丁目紙背には「神ぬし」という宛所が見える。また内容を見ると、この時期記主は社務を勤めており、永正一五年正月一三日条では「神主某」の脇に「竹内」と記されている。

③⑥⑦などの短い覚書は判然としないが、筆跡は同一とみられる。以上から本記の大半は竹内明久の日記と推測され、本稿では「神主竹内明久日記」と称する。なお明久の大叔父に師久がいる。本記では後年、記主の比定を誤って注記したのであろうか。また『國學院大學校史・学術資産研究』一〇号で紹介した座田文書「天正十一年・十二年日記」、東京大学史料編纂所蔵「上賀茂社司日記 永祿八年九年」は、明久の子で森家に養子に行った尊久の日記であり、父子で日記を記していたことがわかる。

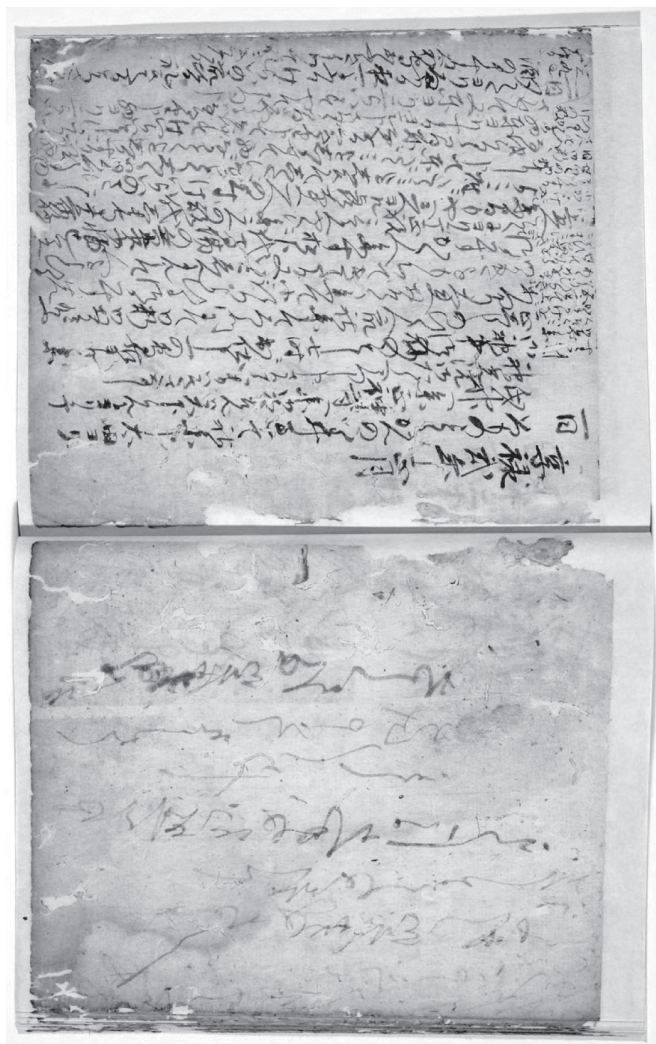
続いて主な内容を紹介する。①・②は上述のごとく永正一五年、享祿二年の日記である。いずれも神事や社領関係、連歌・鞠などの記載が主である。神事の折の饗膳や引き出物の記載が詳しいことは子息尊久の日記とも共通する。また和歌・連歌では三条西実隆や飛鳥井家との関係が窺える(永正一五年正月二二日条・二九日条、二月二〇日条・二三日条など)。永正一五年には、東方院の住職が寺を沽却しようとした東方院問題が大きな話題となった。この寺は泉涌寺の末寺で細川高国室の祈願所でもあった。二月五日、東方院の儀について「氏人老若」で議論するよう記主は沙汰人に申しつかわしている。これに対し、沙汰人からは老若には及ばず、十五人の寄合で、との返事があった。

「十五人」とは、のちの評定衆の別名で、この頃より活動が見えるという⁵⁾。評定衆は神事・渉外・内政など種々の評議を行っており、この案件も評定衆案件とされたのであろう。寺を壊すべきか存続するべきか議論されているが、結局二月一三日に細川高国の馬廻衆により破却されたようである。また四月四日には延暦寺根本中堂の供養が行われ、將軍足利義植、細川高国・畠山尚順、公卿らが参会した。記主以下賀茂の氏人も見物に赴いている。そのほか盗人騒動(永正一五年二月一三日条)、松下屋敷の造営(永正一五年二月一五日条〜二〇日条)なども興味深い。

③は正月御棚神事に関する書付である。④は天文四年一〇月から一一月にかけての社務交代の顛末を記す。市原野の相撲に当たり社務森泰久が病であったことを発端に、記主が社務となる経緯が記されている。記主は「十五人」よりの推挙を社務就任の名目としており、上賀茂社の氏人構造を考える上でも興味深い。森泰久は賀茂伝奏に訴えるが、結局代替されることとなった。伝奏や天皇への訴えに際しては「某いもうと」「今參の局」などの女性が関与している。この禁裏「今參の局」は賀茂社関係の女性であろう⁶⁾。なお系図には明久の妹として幕府女房の左京大夫局も記されている。上賀茂社はこうしたネットワークも公武に築いていたことが窺える。⑤は將軍足利義晴の方違御成に関する内容である。天文五年正月六日の方違のため、前年一二月二八日に幕府より飯尾貞広らが遣わされてきた。使いは所々を廻り、一度は勝願院を御座所と定めるが、將軍のための設えに改めることができず、氏人縫殿助の家が御座所とされた。当日は挨拶、引き出物があり、御成後の一八日に参礼するまでが記されている。氏人が將軍に直接対面したのはこの時が初という。⑥は日次の日記で正月冒頭の神事のみ記されている。⑦は一つだけ年代が離れ、写本作成時には反映されていない。御服の御寸法とあるが、詳細は不明である。

註

- (1) 國學院大學図書館調査室編『神道書籍解説目録三 座田家旧蔵書』國學院大學、一九八四年。
- (2) 『大日本史料』九編七、永正一五年正月九日条。
- (3) <https://arc-adac.acrc.co.jp/wj11.co/wjjs2u/2600515100>。山本宗尚・月本一武「『賀茂祢宜神主系図』データベースの構築と活用の可能性」(『人文科学とコンピュータシンポジウム2015論文集』二〇一五年) 参照。
- (4) 遠藤珠紀「國學院大學図書館所蔵「天正十一年・十二年日次記」(座田文書)の解題と翻刻」(『國學院大學校史・學術資産研究』一〇、二〇一八年)。賀茂別雷神社文書研究会「上賀茂社社司日記 永祿八年九年」の紹介」(『東京大学史料編纂所研究紀要』二八、二〇一八年)。
- (5) 須磨千穎「中世における賀茂別雷神社氏人の惣について(三)」『南山經濟研究』七一、一九九二年。
- (6) 大永七年出仕の「今参局」、天文七年出仕の「今参局」は賀茂社祠官の女という(奥野高広『戦国時代の宮廷生活』続群書類従完成会、二〇〇四年)。また享祿元年に在職している「今参局」は播磨局の二三回忌に百疋を賜っている(『御湯殿上日記』享祿元年二月九日条)。この播磨局が永正六年に出仕した賀茂康久女貞子であれば、明久の大叔母となる。享祿元年時の「今参局」はその近親と推測され、明久にも近い女性であろうか。



「神主竹内明久日記」(11丁裏・12丁表) 享禄二年正月一日条～二日条

【凡例】

- ・文字はおおむね現時通用の字体に改め、改行は原則として追い込みとした。改丁は「(1オ)」「(1ウ)」等の符号で丁数を示した。
- ・本文には読点および並列点を加えた。
- ・欠損の箇所はおよその字数を計って□または□で示した。また残画によって文字が推定できる場合は、その文字を□の中に記入した。抹消された文字はあのように二重抹消線を付し、判読不能の塗抹文字は、およその字数を計って■または■とした。
- ・細字は〈 〉で括って示した。
- ・本文中で校訂により改められるべき文字や加えられるべき文字は「()」、人名注など参考のためのものは「()」に入れ傍に記した。写本によって補った文字は「〔 〕」に入れ、傍らに①を付した。
- ・日付は便宜のためゴシック体とした。
- ・その他、適宜※を付して注記を示した。

【補記】

本稿は東京大学史料編纂所共同利用・共同研究拠点特定共同研究「賀茂別雷神社文書の調査・研究」、科研費若手研究(B)「中世後期古記録の史料学的研究」(研究代表 遠藤珠紀)の研究成果の一部でもある。

【翻刻】

①「享祿元・二日次〈竹内明久〉」

(永正一五年正月)

社まはり、ならまで申て、御ふたのやへよる、みそうつ御れうとをる、さけはこむくたいやく、三日せうしやく、氏人はてうはん也、

〔天氣能〕八日、一原のより中間・一はんしやう御札にいつる、御か、み一せん、きやう二せん、又あかきひし三、きやうにすゑて、「きやう二せんなり、一せんはやかて御ちうけんにやる、御まわり二のこして、」御中間・一はんしやうにはつくりかみ二てうに、あふきすゑていたす、のこりの物ともには、はなひら一つ、にて、とりさかな、にこりさけ、ひやにてのまする也、

〔朝雨〕九日、あやくきもちてきたる、鳥居大路へくさかなにて、てうしに二てうし、よきをもたする、そのま、あそひて、よおたいあり、ほそ川のあわのかみしなる、

〔雨ふる〕十日、夜に入て社参申、

〔雨ふる〕十一日、しとりのたうらいの分一三貫六百文のひやうこのかたへ遣、

〔能〕十二日、つほねよりおりすちの小袖給候了、(8才)

十三日、公方様出し申、八時分よりこしらへ、六の時分に出る、某こし、供の者ものとはら一人・中間三人・くわんしゆもち一人めしつる、

御たいめん五の時分也、一はんに某、二はん松下数久、三はん森泰久内子季久、はしめなる、次きんふくりん、皆々くわんしゆ、とんけい殿・くわうせうゐん殿御たいめん、御かつき給候、

□十四日、治部大輔よりはん頭たふ、御たなつねのことし、はまちのたいにさはまいらす、くせ事也、けいもんにははまちとよむ、目代代おほりのかみけいもんよみそんす、

〈小雨雪ときくふる〉十五日、御神事つねのことし、鳥居大路さきつちやうに酒あり、其後これのさきつちやうほこらかす、社務家子九人さきつちやう二つ、もたする、かれい也、社務家子、わたくし家子さけのまする、その後神宮寺の(8ウ)①「さきつちやうほこる、後中大路のさきつちやうほこる、其後太田のほこる、風さらに火をつくるに仍、風おもてほこらすしてなをす、御たなの事、目代へ鯉一・鳥五、此内おん鳥一いたす、〈□能〉十六日、長屋の座敷つねのことし、酒すきて御れうまいる、此間如此、もとは御れうすきて長屋のさけあり、目代代おほりのかみけいもんよみそんす、ふしやのてつかい九はんのうしろをよます、十一番よます、前代み聞のくせ事也、さかないらんなし、神光院あふきをもたせて礼に□

同、十七日、貴布祢参つねのことし、下向一原野まで、はしのちやはん一うするよし申間、みなくさかすへき由申つけ候へ共、としよりはふる間、おかすある由申、くせ事也、社務鳥まい、いつものことし□ふる、十八日、松下にせちあり、くわんせいや郎おたいの後うたう、あふき・おひいた□る、大りのさきつちやう、つねのことく参らする」□勝願院たる一か□十九日、一社のせち、これにする、

廿日、常証坊より経所のたくのもち二、牛玉そへてたふ、かへしにあをのり二は遣、中坊十疋もちて礼になる、のやさけまいらする、勝願院にてかうしんまもる、柳一か持する、さかなかわらけの物二す、鳥居大路もたるもたせらる、同ことし、式部少輔・宮内少輔・左京助・千光大夫四人して一か柳持する、

〈同雪ふる〉廿一日、竹林礼になり、筆三ついまたせらる、神光院・中坊礼出、たる一かつ、もたする、さかな神光院へのはあをのり・たうふ、中坊へあをのり・くしかき一れん、あをのりは甘はつ、也、中坊にてさかつきいたさ

る、神光院にて鞠あり□ちかんにてもちあり、

廿二日、

〈□より□雨ふる〉廿三日、三条西殿へ歌しう礼参、礼物五十疋、御けさんあり、かんすへきかいやかの由たつぬる、ひやにてのよし申□なたさかなにて、①「御さかつき給」、又鷹のなまとりさかな、しやくにて皆々給候、■歌の頭皆々よりたんしやく也、此月内に参へき由被仰、夜に入て竹林のてし礼にきたる、さしたる、さかなみかん・くしかき一れんもたする、酒事外こる、

〈雨ふる〉廿三日、

〈同〉廿四日、

廿五日、一社の月次祝にあり、

〈天氣能〉廿六日、森に一社之せちあり、は、・祝おやこはよそにせんやくありて出られず、

〈同〉廿七日、氏人かたの礼あり、とりより出雲守・伊賀□□しよく亀若大夫・三郎大夫代小二郎・兵代むこ大夫、

①「せうし」修理助、目代伊与の守、せうし・目代①「二人はせうしをすはる、」(一オ)さりながら、さかな皆のことくまいる、しよこんこふ・のし・ひきわたし三さかつき、めんくのはなし、二こんさうに、くみ物多ひ・とひうをけつる也、三こん鳥なにいる、社務くきやう、氏人あしつけ也、

同、廿八日、民部少輔としよきいの守ない、夕くこによふ、

〈夜に入雨ふる〉廿九日、三条西殿廿三日に給候たんしやくをかきてまいらせ候、勝願院・宮内少輔兩人も扨て出らる、也、暮程より連歌、我々か夢想、これにてする、百韻する也、人数、某・勝願院・宮内少輔・式部少輔・鳥居大路殿、執筆千光大夫、夜の明までする、

〔□降、〕卅日、若衆歌、当座一種一へいにて香あり、(初懸)しよこんすい物にて、これより酒いたす、事外大酒也、

〔天気能□風吹、〕二月一日、家①「子大かい酒を」のまする也、〔神光院・松下・祝もちにて酒まいらする、〕(飯久)
同、二日、楽①「そうす、坊主しやうたいたなく」て寺をうり候て(飯茂重知)□□(所司)「(1ウ)をす、しよし・目代をもつてお

さゆる也、

〔風吹、同、〕三日、(泉浦)せんにう寺より使①「あり、る」すの由申、同□(飯官)そ川殿のひくわんさいりう寺かたよ

氏人ら身につきまする、(鳥居大路)これの九本、日暮までく、おいは明日す、

りほそ川殿の御上□御きくわんしよおさゆる、いわれぬ由申、これもるすの由申、(細川高直)

〔天気能、〕四日、東の風呂へいる、古あわのないを、八のすきにいまいのたうの下にてちやうちやくして、かつきた

るかたひら・わたほうしとる、風呂より若衆はたかにてはしる、(種)ゑおひつかす、(今并堂)ゑつたくちへいるよし也、

〔風吹、〕五日、東はう院のきにつき候て氏人老若すへき由、(通)さた人方へ人を遣候へは、老若まで不及、十五人のより

合すへき由申、夜に入上御れう人よひ候て、(鳥居大路)さけまいらする、おくりてそのまゝとまる、

六日、十五人の衆よられ候由、さた人福鶴大夫・いき守兩人来たる、さかつきをいたす、東はう院のき、ちやう人と

してこをす間、人をたておさゆへきやう候間、(懸)「(2オ)せうし・目代をもつておさへ候、同さた人もおさへ候、さい

りう寺はうより、ほそ川殿の御上(細川政賢女)のきくわんしよにて、坊主ふりよくにつき候て、(所願所)こきやくし候在所としておさへら

れ候こと、(覚悟)かくこに不及候、早々こをさせ候への由被申、此分十五人のなかへひろめらるへき由申、其後十五人の中

より返事には、かたねていつかたより人來候共、(香西長カ)かうさいらいこ在所の家こをすへからさる由さためおく間、此分

いつかたへも申候への由申、(為平)鳥居大路・千光大夫同道し、勝願院へ行て、三首の当座をかきてかへる、坊主るす也、

ひかんの入なる間、(飯庄)すくに賀茂内の仏參をする、

七日、おしてのかうぬしときなをしにもちをふるまう、某はときをせず、氏人かたさつしやう乙千代大夫、(雑学)新四郎代

□いの守来る、赤木方よりほそ川殿(細川高因)より兩人つかいをたて、東はう院とくくこをさせ候への由被仰と、つかいたて候由申間、十五人のより合候へ①「の由申」てかへす、

八日、夕かた馬場殿・前祝重賢、十五人の衆、としより(年寄)「(2ウ)修理助・上野守、さつしやうきい・下野、さた人

六郎大夫・いき(毛殿)、此人々来①「て、東はう院の」事談合する、は、重賢へは此方使と参する、明日両さつしやうを

赤木方へと、ふきやういのをの近江かたへと東はう院の本尊(泉涌寺)せんにう寺へ出へき由さた、ひる赤木方へは久寺之事も

て候間、たえぬやうにあるへき由申遣候、近江方へは東はう院久寺候を、当坊主いたつらものにて、寺りやうをうり、

竹木をきりとり寺をうりてこおす間、さ、へおき候処、ほそ川殿(細川高因)より御上のきくわん所にて候、坊主ふりよくにて

こきやく申候間、いそきこをさせ候への由申さる、間、上いへ申候て、寺たえぬやうにありたく候ま、あるへく候

哉と申遣、近江返事由申さたむる、「(3オ)せんにう寺へは、先度は御使あつかり候、則御返事申候へき処、他行申

候間、無其儀候、更にかくこにもおよはず候、本寺よりこそ寺をたやさぬやうにとは、御さたあるへき処、いそき寺

をこそさせ候へと承候へ共、公武へも申候て寺たえぬ様にすへき由の使にさつしやう出す、

九日、赤木返事、社より承候、御子細之間つふさにほそ川殿へ申候へと、さためてかたて□ちにはせいはいあるまし

く候由申、近江よりの返事委細心得申候、さためてかうはうを以こをしとるへく候、さ様候は、上いへ申、こと

くく本のこともたせかへす□「(3ウ)申さる、せんにう寺の返事、御ねんころの御使にあつかり候、祝着

申計なく候、此方より使を進候、一向なく候、いかやうのものにて候やの由、此方さつしやうにたつぬる、えはんと

申そうにて候由こたゆる、此由(た、この)えはんも法事の人敷にて候、先使の名をはようしやすへき由申、これはさつしやう

物語、返事には御懇之御使にあつかり候、一段祝着之至候、さ様の使進候事なく候、東はう院(儀)のき、そんち候は、

此方よりこそおさへ申候へく候へ共、一向そんせず候、彼坊主をよひよせかたく申仕候へく候、きたり候はずは、

又しあんをいたすへき由申さるゝ、かた／＼先御礼に明日侍者を参すへき由申さるゝ、

〔天氣能〕十日、昨日せんにう寺より侍者をあくへき由、祝へさそいに行て、南つしの風呂へいる□□(4オ)申さるゝ、
 間、一日まち候へ共不来、

〔天氣よし〕十一日、同風呂へ入、

〔同〕十二日、これに連歌あり、月次也、勝願院とかく月にある也、せんにう寺より、兩人にて使あり、先度は御懇之御使にあつかり候、則東方院の坊主よひよせて、せんかん申候へは、寺之事うるましきよし申、御心やすくおほしめし候へのよし申、仏光院・東方院両寺之事しかるへきやうにたのみ存知候よし申、夜にいりて雨あり、

十三日、鳥居大路のしう、皆これに一日おたひをまいらせて、夜にいりてかひらるゝ也、女こほりか所に二三日いるか、はたほうしとてのこひとはぬすむ、若きとのはら共しはつて、これへわたす、こほりてよき(4ウ)小袖のかた／＼はあほく候し、かた／＼は物のはをつけたるを、あつけたるよし申、こほりをめしよせて、せうし・目代・大和してたつぬれ共しらぬ由申、まへ／＼よりももたぬをしりたるよし、皆々申問、こほりはとかなき問ゆるす、たうしを河原の川はたにて水をのまてとへとも、あつけたる由申、かたかしらそりてはなす、まへにもたうしをして、かしらそらるゝ由ふんす、

〔天氣能〕十四日、一原の、人夫二人さして、梅木をほらする、一本はよけみそのはたのをほる、一本はもとのゆやのなかのをほる、一本はゆやのきたのかたのかきのなかのをほる、これの北南の庭にうゆる也、神光同道申、ゆうけうきやう参、神光院(5オ)もちをさかなにしてさけ有、勝願院行(イ)て、れんか歌、

〔はんけい雨ふる〕十五日、所の人夫卅人さしてほうき庵のあとの石をとる、とのはら共もてん／＼にもつ、朝の間とる、八時分にこれの井本のきはの石を庭へ引、若衆共、せうふにす五六をうつ、此人数にてはし其の上の地下の者

四人いて、引、

〈みそれもみゆ、ときくははる、〉 十六日、

〈天氣能〉 十七日、勝願院に歌有、人数もちよりあり、御(仕)しるはとり也、(牛恋)こんはうをいる、

〈天氣能〉 十八日、在所の人夫十人さしてほうき庵のあとの石とり、(殿原)とのはら共、てんくにもたる、也、(行間補遺)「松下殿

門(柱)はしらたつ、家子・ちやう人にさけをのませらる、」 十二日の連歌之人数、勝願院へよはる、(取久)あさおたいたいすき

てから、皆々行て連歌あり、(発句)ほつくは夢想、」(5ウ) 七之時分よおたい、ふるまはる、夜に入てはつる、

〈七之時分より雨ふる、〉 十九日、とら寿大夫梅木をつかる、雨ふるあひた、かさをさしてつかる、よおたいまう

する、(行間補遺)「三条殿御点出、宮内少輔にいてらる、」

廿日、松下殿もんたつ、南つしの風呂へ入、(るすむ)そのするに松下殿これへのよし、(前理子)おしてのかうぬしいひてきたる、(祝殿)祝殿に

す五六をうちている、帰れは主の門のまへにいらる、(前)すくに行は、(明日)あす家かために鞠歌をすへき間、(題)たい■を申に、

あすかいとへの行は、(飛鳥井)おやこなからさかいへくたる也、(采奕)大内殿へ也、又北のあすかいへ行は、(飛鳥井頼孝)山しなの上人のもとへ

行てるす之間、(題)たい宮内少輔にか、(合方)せ候はんかと談力ある間、(実隆)あすとく三条西殿へ式部少輔をたし申され候へと申候

へは」(6オ) (廿一日)いたさる、あそはして給候、(巻頭)くわんとうは神光院まいらせらる、(袖)ちくは主のとらる、その、ちは

さくりたい也、(探)御鳥羽院御えいをひらかる、御ぬしのし筆也、(目)御歌三首あり、桜さくとを山鳥したりをのなかく

し日もあかぬ色哉、秋の露や袖にいたく■むすふらん長き夜あかすやとる月哉、袖の露もあらぬ色にそきえかへる

うつれはかわるなけきせしまに、此御歌也、皆々当座ひかうありて、其後鞠あり、神前の鞠也、家のおもてにしめを(注)

はらる、人数、神光院くすはかま、(布衣)某ほうい、松下数久ほうい、祝重知ほうい、鳥居大路為平くすはかま、某かを

すいしんまできせまいらする、(隨身)前神主馬場茂久くすはかま、(前)前神主森泰久ほうい、(しやう)前祝重賢は上衣にて鞠座へ付れす、

歌はかりの人数也、氏人修理進国氏しやう衣、(6ウ)上野氏俊しやう衣、宮内少輔観平しやう衣、又六保為しやう衣、十四人也、神光院の座た、みのおもてを二におりて、西北の方にしかる、西と東とになかとへをしく、西の座某・鳥居大路為平・祝重知・勝願院、氏人修理進国氏・上野氏俊・又六保為、東ノ座上松下数久・馬場茂久・森泰久、氏人式部少輔隆久・宮内少輔観平、鞠森泰久おく、あけ鞠松下数久也、神前之鞠なるによつて也、ひるがき八時分より、にわかの時雨て風頻、ひかうすきてはれて、よきしめり也、鞠事外しむ、七之すきにはつる、神光院おひまりのところに、松下とりておかる、かきはけあり、せんあかりて、かわらけのものにて大さけ、うたいなり、鞠はて、又風吹て時雨る、又はる、也、神光院これに御とまり也、くき・みぞうつをまいらする、あかすつきとくおきて御帰り、ねていとまこひも申さす、まへにかくへき事をしちねん、松下・勝願院に当座にくすまかませらる、(7オ)

〔□〕気能、廿二日、貴布祢へ参へき心中にて、かみをあらふ、勝願院より八時分きたり候への使あり、一社中治部少輔・

①〔式〕部少輔・宮内少輔まで也、ほうはんあり、そののちすい物、又させんもち、又すいもの、ちきろうにて大酒あり、面目しむ也、

廿三日、かうしんの歌、(去年)その年中の府をつきて三条西殿へ御点を申、廿首御かけ、某六首、鳥居大路三首、勝願院四首、式部少輔二首、宮内少輔二首、千光二首、楠ぬ左京進一首、点ふるまい勝願院にてあり、夜に入て也、よをたいあり、

〔雨ふる、〕廿四日、

〔天気能、〕廿五日、月次又六所あり、はんけいにかはらけの□にてさけあり、①〔六之すきにはつる、〕(7ウ)

廿九日、とけのまつりつねのとし、

三月朔日、

三日、御神事つねのことし、家子みなく酒をいたす、

十日、やすらいはなつねのことし、家子みなく酒をいたす、

〔十二日、連歌、勝願院にあり、与五郎頭也、ひる草のもちにてよきさけふるまう、〕

十三日、東はう院をほそ川との、むままはり十人はかりあかりてこほす、おさゆへき由申候へ共、氏人かたらいをゑて、とかく申、いのおのあふみかたへ行、談合申候へ共、こほすたんに成候ては、せひにおよはぬ由申、かへりに大

内さまへまいり、のうをけんふつ申、(9才)

廿五日、連歌、右馬助頭、主所にてあり、ひる草のもちにて酒いたす、

廿九日、御から祭のひらてつけあり、上衣の人数する、ひるさけいたす、卅日にはことくくと、のへてからひつに在る、

四月朔日、四時分まで雨ふる、御れう立時分より雨ふらす、御まかりまでめてたし、三月卅日八時分よりは、にて候

大方殿さか本へ御まいり也、中たうくやう来四日也、せんのつな卅日のはんけいより、さかもとのさらいの社のそは

まてかくる、せんのつなは薬師の御てはいと、御たうのうちは、きぬのきより布五たん也、なかにさしなはをいれて、

よりあわする、四日にはさかもとは十四たんよりあわするよし申、せにはこ七間、(9ウ) だけ一けん也、

二日、ほそ川との山へ御あかり、つちかため也、(きは六き、)

〔氏神まつり也、これより馬五疋いたす、社務代ちくせんのかみ也、〕

三日、公方さま御成、大つより三王ひんかんしよにて御いこんまいる、座主御坊へ御なりあり、

五日、一社中同道にてちやうもんにまいる、松下はかり三日よりさかもへ也、今日ふるよし申、八のすきよりみ

なく出し也、かく人とりかふとにて、かく屋へしゆつしする、出しみなくさかこし也、公方さま御たてゑほし、

とくさいろのかり衣也、殿上人六人、までの小路との・あのとの・あすかいとの南との中将との・北との少将との・

ひやうへのすけとの・くわせう寺のさゑもんのすけとの、みなくほうい也、御こしはおはらとうちかみをわけて、
 しろき」(10オ)すはうにてかく、あとに六方かきをもたする、雨のふるときはきてかく也、とうしおむろの宮也、
 御こしかきたてゑほしにて、くわう衣をきてかく也、かちの宮座主の御坊の御こしおはらとうちくほうさまのこく
 也、御たうのうちにも方にかうさあり、その上へ御あかりあり、しゆとその■ほかのしうはひろ庭にきたみなみに
 かりやあり、きこへしゆう也、大はうしう十人、い上百卅人也、かく人ほさつ六人・てうとり四人・かく人 御
 たうのそとをまわらる、也、六人のほさついちさき也、そのあとてうとり四人、そのあとかく人、そのあとほうし也、
 けこみなくきなり、御たうのそとに二とをりぬのをしく也、御まへのきたはしには、」(10ウ)あほきもんめんのし
 く、ゑんにはぬのをしく也、ふたいのらんかんはあかきぬのにてまかる、也、公方さまは御たうのきたのかたを二間
 かこいて御座あり、まへ二間にみすかくる、殿上人は御まへのゑんにしこう、その川との道はかちんのすはう、うし
 ろたうにてひた、れにめしかゆる、かさねひた、れ(もんさ、)大くち也、はたけ山との、御さうしあさきのけん、
 めいめつけ也、南のゑんにしこう也、七すき御たうをまわらる、まてみて、けかう申、五のすけにはつるよし申、」
 (11オ)
 (半丁白紙) 一(11ウ)

享禄貳年正月

一日、いつものことくかんのいわぬ過て社參申、太田ヨリ氏神へ參、正神寺へ參、御本そんは天下らんにヨリテ神光
 院御たうへうつし申さる、いまはきさなし、

御神事つねのことし、七時に出仕申、一の鳥居ヨリ參、正しうしのひく人衆社參にて、ろう門にて御料御おりかみ給ふ、

あつかり大夫おそく参て、小預りよひにつかはす、先さかきもちてきたる、又いこゑんにんにて人をよひにつかはす、かく人参す、松下代馬場の兵衛少輔也、くわんらくにヨリテ正祝こくわんやくに参、こんの祝代しま守、貴布衿へ参間、もやへ三人ヨル、与次大夫一人のこらす、はいらいのさにしによこ座にた、みをしきて、したになかとへしく間、くせ事のよし申て、東にた、みをしかせて西になかとへをしかする、祝西なをらる、間、東になをるへき由申てなをす、はいらいとしにかはりて、西東ヨリするヨシ申さる、間、さやうにはなき由申、西より二らいさせて、又東ヨリ二らいす、やかて下向申、

「すこむしく御ちやう参、くそくはこかわらけを五重て上にはかりひらきに、あらめをませている、とひ魚をこまこにきさみて小かわらけに入てまいらす、せつくの御料、日御料、さんと入に入る、かわらけの数い上九也、とをる也、」

二日、夕かたヨリ雨ふる、夜一よふる、けらいの衆皆礼きたる、とりさかな①「にて」酒のまする、大和守あふきもちて礼にきたる、(12才)

三日、朝の程は雨ふつて、すこしはれて又雪ふる、

〈天気よし〉 四日、下参代官に志摩守参する、くわいにんのゆへ也、作所不案内にヨリテ社頭ノテウノハシメシテ、社務へキタル間、クセ事ノヨシ申、ヲシテノ御前ニテ吉書アリテ、社頭ノテウノハシメ申て、社務へキタリテ、社務ニテテウノハシメアル事ノヨシ、カタクイ、ツクル也、吉書ノイハイ、コふ・カチクリ三ツ、サカツキニテヒヤ也、二コンカンニテアリ、三コンハ鳥のスイ物十二入る、ニコリ酒也、其後家ノ子ヨリ所誦・目代・六郷・ヲツタ九人ヨリ、タルカタニツ、ニサカナアアマキ一ツツ、イタス、タルカタノトアラマキ一ツ、タイクカタヘヲロス、シユツナウモチテユク、ふちキ一そく、社務ヨリツツカハス、又タルカタノアラマキ一、ヤウキカタヘヲロス、セシシヨ

ノヘンタウウケトリテ、そのさたをいたす、初コン、こふ・カチくり、三つさかつきにてひや也、二こん鳥のすい物、よき酒をかんして一つヘントラス、三こんは、家の子のたる也、さかな、すい物にして参する、所司・目代しやくにたつ、セコハ□□いたす、うたいあり、かはらけの物二つ、いたす、とひうをと(飛魚)」(12ウ) ①「くきと也、せんふこし(熊鹿)」らゆる、もとは鳥のすい物に二しゆさかな、をくめとも進す、鳥のすい物までの由、せんふ申間、これにもそのふんにて、鳥のすい物まで也、鳥はなにいる、也、くわせう寺殿の御つほねへ御はかため・日の御料参る、

〈天気よし、〉五日、さと五条殿へ日供・御はかためまいらせらる、又たかつちとのへも御はかため参らる、馬場へ礼行、いわるあり、祝へも行、かとりり帰る、その後馬場おやこ・祝おやこよふ、鯉、さしきにて、馬場子息はうちやうせらる、やかてすい物にしてよきさけまいらする、はしめはこふ・かちくり・三さかつき、ひやにていわふ、のちかんをしてこほんにてまいらする也、

〈天気よし、〉六日、うつゑ、すぐに御前へ出置申、御内へ禰宜二・祝二、四つ参、ちいさきを参する間、くせ事の由申せハ、神人へちに大なるある由申て、大なを参する、あつかりのやく也、のつとあり、御戸をおさめて、祝東のすへりいたの北のかたにつくはらる、神主某御前にはいして同すへりいたの南の方にいる、そのほか代官衆小庭よりすへりいたへよる、又小庭よりあつかりうつゑをまいらする、代官は二て有て、ぬしのかたへ一てまいらする、社まはりをしてすくに下向申、

「やうきいづものごとく、御つ、み三つまいらする、はなひら十つ、ひし五つ、也、はなひら一つ、いたす也、はなひら大さ六寸也、」(13オ)

円勝坊法華たう千つとめてけちくわん申て下山也とて、さしたるたふ、かうの物・さかなにて礼にきたらる、たうふのすい物にてさけまいらする也、さかもとさけのよき也、しやりわうしやうの御ふうをこひておく、

七日、^(宵)よひより大雨ふる、鳥きいてすぐに御前へ参、^(敷入)松下代おそし、^(巻巻)ひちりき伊賀十一になるまこをつれて参、^(魚)ふゑ志摩守のところへとりにつかはして、伊賀にふゑをふかする、まこはひちりきをふく、御くわんやく也、又魚の御料、御まかりも申さて、志摩守大田へまいる間、^(床)大ゆかの東の方の一人下へおりて、御まかり申、^(曲)くせ事也、御まかり申はて、又大床へあかりて、神馬ひかする也、^(奈良)ならまで社まはりして、^(御精)みふたの屋へよる、社官衆は御料の御まかりをさんといりにさはといる、^(三度入)氏人とはてうはん也、^(行巻)社務・祝まへにさきつちやうとほす、^(三徳社)同すみも二つおく、^(三度入)すこむしく御料のくそくかははけ一つつ、とおす、^(味増水)みそうつ一はんにまいらする、^(別)別当大夫魚御料の御まかり、のしかはらけに入てとあち一ととひうをこまかにきさみてと、^(念)三種とをす、^(念)又たちさかなとて二つにわりて、^(念)なからつ、とをす、^(三)さげは三こん也、^(三)三こんめあひの物なるをしつねんいたすあひた、^(念)三といりにて御めんなれの由申、心へをなす、^(三)三こん①「めにせう」し、^(目代)目代しやくに立、^(念)さしきはて、^(三)せうし「(13ウ)てうつをおき①「まいらする」、まいらも下向もはしもとより鳥居へ申、^(座敷)座敷はて、^(夕)夕御料参、^(志摩守)志摩守番也、^(せつ)せつくの御料もとをりまいらする、^(下)かわらけの数、^(さん)さんといり二、^(み)みそうつはへちかわらけ也、^(こ)こかはらけ五、^(い)い上八也、^(大)大こいの代鳥、^(目代)目代よりまいらする、御まかりも目代へとる、

二日雨ふる也、くもり也、八日、^(神光院)神光院殿あふきをもたせて礼に御出あり、^(豆麩)たうふのすい物にていわる申、^(市原野)一原野より一はんしやう・中間、^(その)その外十一人礼にきたる、^(もち)もちてきたる物とも二しゆさかなに、^(さ)さかつきすゑて二ツ、^(又)又ゑひとこたいと、^(ま)まへにこふ一は、^(く)くきやうにすゑてまいらする、^(又)又鳥をしろきかはらけに入一つ、^(あ)あかきはなひら、^(く)くきやうにすゑて三つまいらするを二ついたす間、^(く)くせ事のよし申は、^(ま)まゑく此分のよし申間、^(一)一段くせ事申、^(ま)まゑの日記をみよと申は、^(ゑ)ゑみ申さす、^(来)来年よりほんそう申へき由申て、^(わ)わふる間、^(数)数のます事めてたけれ、^(た)たはてはかなふましきよし申は、^(三)三つの分まいらする、^(ひ)ひしのなかさ一尺三寸也、^(あ)あつさ八分也、^(み)みか、^(み)み一つ、^(お)おほきさ

二尺二寸、あつき二寸也、はなひら十、あひきやう一、かうし(稱)くはすゆる也、又きやう二せん(稱)、御まはり三つ、さきに一せんは(14オ)御まはり一(こなたにおく也)のこして中間いたす、へいちに酒を入もちてきたりて、ひやにてまいらす、又こなたよりとりさかなにてひやにてさけのまする、一はんしやうと中間とは、つくりかみ二てう八まい(稱)つくり也、上にあふきをすゑていたす、五せんあふき也、のこりの九人にははなひら一つ、いたす処に、一はんしやう・中間もはなひら給候へき由申、前にいたすしたる事なき由申は、まかりかへる也、夕かた氏人大和守かたへ日供遣す、九日、一日雨ふる、大和守子日供の礼にきたる、てんそうへ日供と御はかためとまいらす也、勝願院経所衆せちなかはなる処へ、神光院若人数をめしつれ、松はやし(稱)をかけらるゝ、おのくせんをもちて立由申、十日、天氣能、

〈雨降す〉十一日、しやうしんの頭ふるまい(稱)つねのことし、貴布祢おくの坊牛玉もちて、礼にきたる、よきさけにていわふ、同右京亮礼にきたる、同き座敷にていわふ、夕かた供僧宮内卿礼にきたる、酒(14ウ)つきいたすへき由申は、重而參へき由にて帰る、

〈天氣能〉十二日、目代よりあひ(稱)・さうに、二しゆさかな・かん(稱)・たいのすい物、一てうしたふ、あひ若とつくり、くき(飛鳥)・とひうをさかなにてもちてきたらるゝ、

〈夕かた雨ふる〉十三日、大りさま御くわんしゆ、てんそうへまいらす、神主(兼念)某(竹内)・鳥居大路・松下(教久)・祝四本まいらする、わたくしのくわんしゆ、三条西殿(実隆)・まての小路殿(万里小路秀房)・かんろしとの・てんそう(為平)、くわうせう(光照院)るんと(足利親女)のさまへまいらする、馬場殿(飛久)おり候間、一まいらする、祝又おり候へ共、はやなく候間、せひにおよはず候、

〈天きよし〉十四日、市番頭たんはするく(供御)こたふへき由申せとも、しんしやくし候へは、宮内少輔(兼)こきを遣てたふ、又あひ若かたより、二とまてく(度)こたふへきよし申され候へ共、市よりたふ問いやと申は、ひる一てふしもちてきたりふる、

御たなつねよりもふほう也、目代代右京進するけいもん長屋(啓文)の小ゑんにていつものことく申、(15才)日供の御まかりとをる、けいもんもはてぬに未聞、小山郷・岡本郷二郷の御へい、替(替)のきぬを長屋の前にてとりて座敷にもちている、前代(未聞)みものくせ事也、とかく申ものはなし、あかつきの鳥御たなのしゅうよりさきにうたふ間、あかつきの神事おそし、すこむしく、こちやうつ(朝日)いたちのことく(朝日)にあり、

〈天きよし〉十五日、御まへ(前)、すくにしゆつし申、先(前枝)かいつゑ二本つ(備立)、ねき・祝(祝)の参、う(う)の御料はねきかたはかり也、せつ(節供)くの御料、かうたてにもちいる、二はい也、こ(朝)いの代にたい、鳥のたい(朝)にのし、御こ(朝)きの御料つねのことし、たい(折敷)・し(折敷)や(海風)こ(小)二(小)おし(小)き(小)な(小)す(小)ひ(三度入)、さん(三度入)といりに(いり)一(いり)いり(いり)に二、御ひつ(飛魚)の御料にはとひう(飛魚)をの上(飛魚)に多(飛魚)ひ参、つ(朝日)いたち・七日・十五日にはいつも参、正月(祭立)はかりの事也、御しやうし(精進)はかり東の御たい(台盤)はん(台盤)の下へ参、大(朝)こ(朝)ひ(朝)の代(朝)たい(朝)まい(朝)らす(朝)る、社務(祭立)より七日のことく社まはる、なら(祭立)まで申て、御ふたの屋へよる、座敷とをりもの(朝)い下七日のことく(朝)てうし(朝)ん、(15ウ)さ(朝)け(朝)な(朝)きはかり也、松(教久)下代志摩守、太田氏神へ参間、ま(尻本)てともおそし、こと(尻本)く(尻本)く(尻本)いはふて、し(尻本)り(尻本)す(尻本)ゑ(尻本)ま(尻本)てとをりてする、

〈天きよし〉十六日、座敷つねのことく(朝)に御た(朝)なの御(朝)さい(朝)十二しゆ、目代(朝)よりとをす、きり鳥(願所)せんしよの別当とをす、さ(朝)け(朝)す(朝)きて、あ(朝)さ(朝)御料参、も(朝)とはさ(朝)け(朝)より前(朝)に参、けいもん(朝)つね(朝)のことし、けいもん(朝)す(朝)きて、夕御料参、ふ(未射)し(未射)や(未射)のゆみあり、社務・祝(祝)二人(祝)つ(祝)、た(祝)つ(祝)、五人参間、末三人つ(祝)、いる、め(祝)つ(祝)らし(祝)き由申せは、此間(祝)かく(祝)のことくと申、十一たちの(朝)のち(朝)は、う(朝)しろ(朝)より(朝)いる也、引出物(朝)のこ(朝)か(朝)た(朝)な(朝)十一、こ(朝)う(朝)し(朝)一(朝)てう(朝)、社務(朝)より(朝)いたす、ち(中紙)う(中紙)し(中紙)・さ(朝)つ(朝)し(朝)は郷司(朝)より(朝)いたす、日供伊賀守知人(朝)より参て、御ま(朝)かり(朝)は、いたす、

〈天き□し〉十七日、貴布(朝)袴(朝)へ参、馬小野郷(朝)より(朝)いたすを近年郷司代物(朝)にてとる、こ(朝)つか(朝)いに馬(朝)いたす(16才)へき由、か(朝)たく申付、こと(朝)し(朝)は(朝)や(朝)かう(朝)し(朝)へ代物(朝)にてまいらす間、来年(朝)より馬(朝)にて参へき由(朝)わひ事申間、てん馬(朝)にて参、一野(朝)の人

夫たいはきもん一つ、とるへき由いらんす、くせ事のよし申せは、貴布祢の神事にはいつれも給よし申、八つ、いたす由申、又貴布祢にてなかひつのなかくろきいるれば、もつましきよし申て、わらんしはきなからゑんへあかりてとりいたす間、けらいの氏人と中間一段くせ事の由申て、ちやうちやくす、

御へい参、九本也、おくまで参て、はしのはいてんへよる、しよこんこふ・ゑひ、社務前くきやう、氏人みなひらおしき也、三かわらけ、ひや也、二こん鳥のすい物、よきさけ、かんして、三といりにて一返とをす、三こんめおたい、さんといりにいる、あひませ、しろきかわらけに入て、おしるにもちいる、御まわりなます・とひうをとの(16ウ)やきもの、とひうをのむしり物也、かす三、にこりさけ、あひの物にてとをす、おゆまいりてせんあくる、かわらけの物二つ、一つはとひうをのけつり物、一つはくき也、うたいありて、さけことのほかこる、日くる、也、一野のしはにてさけあり、ひや也、いつもかくのことし、道々うたいにて五のすきに下向申、

おくの御料からさけ一しやく、とひうほ五つ、たいはんにはまいらす、御まかりもねんしよかたへする也、はまちをまいらして御まかりとりて、御たなのからさけをいたす、ねんしよかたへ也、

〈てんきよし〉十八日、こ二郎神事するく、とすきて目出度由申、礼にきたらる、

〈てんきよし〉十九日、宮内少輔日供こいて、しやうちゑんへ遣、御さいとももりなをす、ひつちう守きたりてさうたんせらる、間、馬場殿ひま候は、御出てありて、(17オ)ちや御まいり候への由申て、人を参する、やかて御まいりあり、ちやまいらしてさうたん申、志摩守ちやをたてらる、也、

廿日、常証坊よりたくのか、み二、牛王二まいたふ、あかにか、みを入れて、みなくないのせうにもいわふ、

廿一日、し、うかたよりたくのか、み一、牛王一まいたふ、

廿二日、歌頭右京進妙観寺にてする、当座あり、一こんほうはんにて、のちにうたいあり、

廿三日、かうしんまつ、

廿四日、神光院に連歌あり、した、めすきてよる、やかてまめにて酒とをる、よをたい二のせんあり、

廿五日、勝願院あさめしあり、馬場殿・某・竹林・左馬亮・民部亮・坊主まで座敷五人也、ほんそう也、ことのほか

酒しいらるゝ也、一日よふ也、

廿六日、竹林庵より歌題の詩をつくりておくらるゝ也、(17ウ)

廿七日、氏人かたじり礼にきたる、としよりひつちう守同道、出羽守、さた人左馬助・左京助・又二郎・所司・目代、

初(歌)こんきうしする、に(歌)こんまへのことし、さげことのほかしいる、二日をする也、(行間補書)「のちにうたいあり、としよりか

へりてのちの事也、」

廿八日、

(行間補書)「廿九日、森泰久かわはかま・かたきぬきて、なかはしとのへ、このなかへをとらるゝ、あるましくせ事の由氏人

みなく申、まへくふつけいの時はかさつつとく、」

二月朔日、みなく礼にきたる、

二日、馬場殿昨日の礼にいく、よきちやあり、

三日、ひつちうの守のところへみたなの御料遣す、

四日、中坊より六日連歌すへき由の使あり、前人数これより人を遣へき由申、然共すくに申され候て、よく候はんす

るよし申間、則泉まいる也、

五日、ひつ中守のところへ行、かい・さうに・すい物にて酒あり、(行間補書)「当座よむ、梅花さかりゆへ也、」

六日、中坊へ連歌に行、粥あり、まめとをりて後、さん□のかいにて、さげとをる、よをたい、おまはり十にて、

おしる二つ、一たんのほんそう也、(森志)「18ウ」
 七日、雨ふる、

「(別巻)
 神主

竹内師久日記」 「18ウ」

享祿五年正月十五日、社務より、御たなの御料かこに入て、くさりたる(飛魚)とひうを一・くさりたる(海老)ひ一・するめ三を
 ひとかこに入て、一社へくはらるゝ也、前代未聞也、

(約一〇行分空白) 「19オ」

天文四年十月廿日、森泰久(森葉)くわんらく大事なるによりて、(押手)をしてをいたし申さるゝ也、同十月三日、一原野のすあふ
 あるによりて、御をしていれ申へき由、別当へ(案)あ内あり、別当返し、精進もいたさすにいるには■いかゝの由申、重而
(精進)しやうしにてなくは、精進の頭をやといて、おしていれ申へき由申さるゝ時、某ありあひておしてはひん(秘密)みつにて、社
 務と別当計存る事、くかひの人にしらせらるへきことあるまじき由申、又別当なにと承候とゆふとも、三日まへに御
(案内)あんないなし、ことに御くわんらくにて御おしてなくてはと、いかやうにきしきあるへきこととい□由「19ウ」申■
(言語道断)こんこたうたんのくせ事申さるゝ也、そのいこ某に社務もつへき
 は、泰久まいらすとも、いれ申と申され候こと
(由)由、十五人のなかより度々使あり、万不審の間ゑもつましき由申すといへとも、あまりしけく申間、同心し候へは、森
(伝奏、勸修寺并豊カ)泰久てんそうへ申、社務あらため候はんよし、しかるへからず、此間のことくたるへき由、おりかみをつけらるゝあひ

た、某(係)いもうとをもつて社務十月廿日におしてをいたし申さる、上は、社務(上表)しやうひやうまいなき由申せは、(20才)
 おしていたし申ても、社務たるへきか、又あくるものか、社(例)れい申へきよし、松(數久)下氏人へ御おりかみを御つけあり、お
 してをいたし申ては、社務にてはなき由、氏人御返し申、九日御さうし宅家(備後)ひんこを以ておしてをいたし申ても、社務
 はあけぬ由申さる、いか、候はんやと申され、又今日の神事はまつ社務なしにておこなひ候へと仰られ、心得申由申
 処に、夜九の時分(内委)大りの御門をた、きあけて、今參の局へ行て人をつれて、(伝巻)てんそうへ行て、今日の神事(次)かくる間、社
 務之き仰つけられ候へと申せは、てんそうより今日の「(20ウ) 神事森泰久(編宜分)ねきふんにて神事(無事)ふしにおこなひ候へとの
 をりかみを取て氏人へつくる也、文(旨)まうにてあさましき由、おの(笑)く申て、わらう也、其(鏡望)已後十五人のなかよりも出
 羽守(沙汰)さた人きたりて、社務か、ゆへき由申、又森へはちくこの守さた人行て、社務御けい(鏡望)はうしかるへからすの由申、
(敬慮)ゑいりよのき、又氏人かた(鏡望)くきをもつて十一月廿日におしてをいれ申、社務をもつ者也、(21才)
 (半丁白紙) (21ウ)

天文四年十二月廿八日、(足利義昭)公方様御方たかいに御なりある□き由申されて、い(殿尾貞広)のをの中務・ゆふ(船越)ふき・あらかは、(荒川氏隆)両三人
 御使としてきたらる、也、せう(藤原院)みんあんをおきて御なりなさるへき寺(庵)あんもなき由申せは、とをりさまに大かた見候、
 ほう(五基)せん坊(勝願院)かせうくわん(案内者)みんにて候、あん(案内者)ない①「し」や給候へ、なをく(竹林地)よくく見候はん由申され候間、とく(備後)う
 んあん・け(柱林地)いりんあん・ほう(竹林地)せん坊・ち(竹林地)くりんあん□うくわん(せ方)みん、五ヶ寺をせうし・目代あん(所司)ないしやにてさきへ
 しくをあん(所司)ないにつかはして見申て候、ほう(兼季)せん坊かせうくわん(兼季)みんかよく候はんよし、申され候也、五か寺をし
 るして返りて、やかて明日廿九日にせうし(兼季)さつしやうをいつれにても□由申せは、又中務より使ありて□
 (22才) いくと申也、さては御座所(間中)のた、み□又こうかいしよ御ま(間中)なかくろ木つくりにつか①「まつる」へき由

申さるゝ、(左側)せんれいなき由申せとも、仕へき由申さるゝ間、御うけ申也、せうくわんる(意)□上いへ御わひ事申さるゝ由申さるゝ間、氏人ぬいのすけ所いか、あるへき申せは、よく候由にて、ぬい所へ御なりあり、某神主・森泰久、又氏人一(和)はんしやう河内、二(和)はんしやうひつちう(備中)□れい申へき由申、一(和)はんしやうの所へゆきて時分待申也、さけいたさるゝ也、さてきん(金)ふくりん(巻)、くはんしゆにて御れい申、御たい面あり、氏人にて御たいめんあり、せんたいみもん候、(22ウ)てい主ぬいのすけをめして、御太刀・あをちの(常)とんすくたるゝ也、正月六日せちふん(前分)のよ(伊)「の」事也、十四日にいのをの中務御使として□られ、社家のさつしやう(和)、氏人のさつしやうよひ出で、上いより御たる三十か・おり三十か(金)うくたさるゝ也、御たるか三十一か、おりは二十かあり、とくうんあんにてけんかうしてかたちけなき由申、今日より十七日まで御神事にてある間、それすきて御れいにまいるへき由申、中務にかんしてさけいたす、某はひやにて也、のちにへちてかんしてのむ、坊主よひ出してさけたふ、十八日にくわんしゆにて御れいにまいる、氏人民部丞(和)まいる、御たいめんあり、せん(伊)「たい」(23オ)未聞也、申つきはいせのひせんの守□□の申つきも同、中務・ひせん(白州)しらすまておくりてれいあり、まへくはさやうになき也、
(約一〇行分空白)「(23ウ)」

天文六年正月

①「一」日、つねのことく御かんすきて社參申、太田より氏神へ參、近江守三日せちする、夕かた御神事、

□日、一の鳥居より出し申、御神事つねのことし、ちやうきはしめすきて、もやの座へよる、志摩守一人のこる、夕御料とをる、はんのもち、対馬守所望せらるゝ、拜礼の座つねのことし、

□日

(約五行分空白) (24オ)

(半丁白紙) (24ウ)

おうえひ廿七年八月廿二日

御ふくの御寸ほう

御なをしの御たけ四尺七寸、御そてたけ三尺七寸、御そのたけ五尺三寸、御袖たけ四尺一寸、御はかま二すん、御こし

一ちやう二尺、御こしのいと一丈二尺、御むらさきの御はかま三尺七寸、御こし六尺、御こしのいと一丈二尺、なら

の御ふくの御たけ二尺五寸、そのたけ二尺、(25オ) □せんの御くりいと八尺 □いと八尺、

御うちゑほしの御くみ二ちやう六尺二□二寸、御いとめうめしやの御ふ □五しやくかねの分、

御わた二百め納、

御せんの二十五文目、ならの十八分め、

御せんの御くりいと八しやく三 □ (25ウ)